

4 望ましい姿 の実現に 向けた取組

第4章では、望ましい姿の実現に向けた取組を体系化するとともに、対象期間中に達成すべき基本戦略や施策における各推進主体の期待される役割についてまとめています。

第4章

望ましい姿の実現に向けた取組

1 望ましい姿、基本方針及び取組の体系

(1) 施策の柱の設定

本市では、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりをはじめ、すでに生物多様性の保全や活用、環境教育の取組を進めてきました。また、望ましい姿の実現に向け、第2章で整理した問題に対応し、課題を解決するため、新たな取組などを実施する必要があります。

これらの様々な取組を一体的に進めていくためには、取組の目的や効果などから、関連する取組を有機的に結び付け、本戦略の基本方針に沿った施策として整理し、体系化することが重要です。

施策の体系化に当たっては、それぞれの施策がどのような意義を持つかを分かりやすく示すため、次のとおり、施策の柱を設定しています（表4）。

表4 施策の柱

基本方針	施策の柱	施策の内容
基礎情報の調査・収集	知る・調べる	生きものの生息・生育状況などの生物多様性の成因や状況に関する調査の継続、情報の収集など
生物多様性に関する意識の醸成	学ぶ・受け継ぐ	様々な主体を対象とした生物多様性の普及啓発や環境教育による次世代育成、農業等の後継者育成など
生物多様性の保全	守る、創る	希少な生きものなどを保全するための仕組みづくりや有害鳥獣対策、外来種対策、緑の創出など
生物多様性の持続的な活用	活かす	生物多様性を活かした商品等の開発や観光振興など
推進主体間の協働体制の構築	つながる	多様な推進主体による協働体制の構築や協働の機会の創出など

それぞれの施策は、独立するものではなく、つながりや循環により、さらに大きな効果を得られるものとなります。例えば、「知る・調べる」の取組により把握される生物多様性の情報は、「学ぶ」の取組の一つとして、体験学習の題材となることにより、さらに大きな意味を持つこととなります。また、体験学習により醸成された生物多様性に関する意識は、「守る」の取組である保全活動への参画につながる可能性もあり、保全活動に参画することにより、「学ぶ」の取組の推進が図られることも期待されます。

(2) 基本戦略の設定

第3章で示した望ましい姿は、将来の姿として位置付けていますが、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（10年間）における達成すべき目標を「基本戦略」として定め、関係する取組を積極的に進めていきます。

基本戦略は、本戦略により市内全域を対象とした生物多様性の取組が本格的に開始されることから、保全の仕組みや活用のルールづくりなどの基盤となる内容を設定しています。

基本戦略 1 生物多様性を保全する仕組みを構築します

基本戦略 2 本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

基本戦略 3 生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

基本戦略 4 生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

2 施策の体系

望ましい姿の実現に向けた施策の体系図は次のとおりです（図 25）。

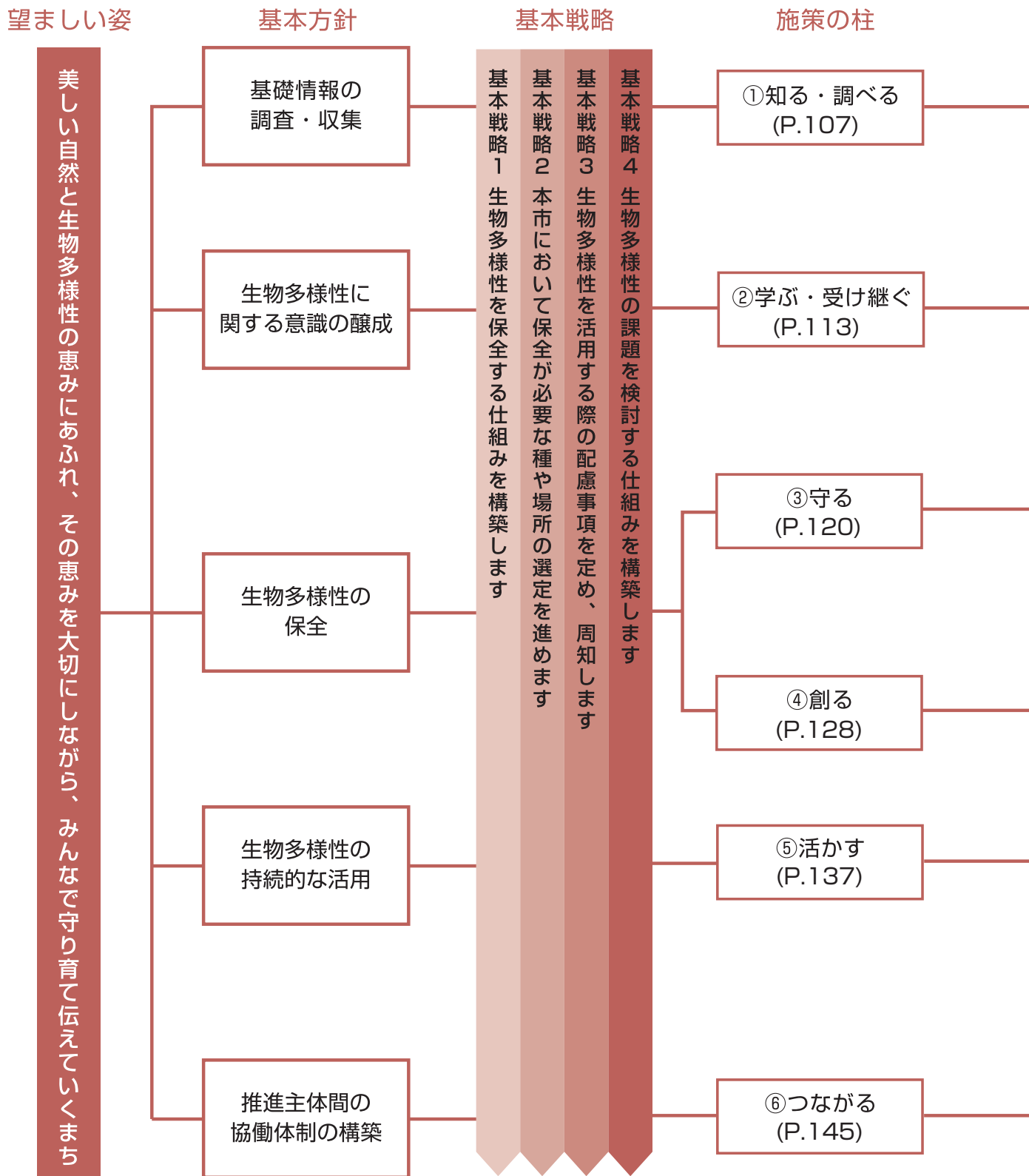


図 25 施策の体系

施策（★は重点施策※）

①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出★

①-3 生物多様性に関する情報の共有化

②-1 生物多様性の普及啓発

②-2 次世代を担う子ども達の育成★

②-3 後継者の育成

③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり★

③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

④-1 恵み豊かな緑と水の創出★

④-2 市街地における緑の創出

⑤-1 地産地消の推進

⑤-2 生物多様性を活かした商品等の開発

⑤-3 生物多様性を活かした観光振興★

⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築★

⑥-2 協働の機会の創出★

※重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

3 施策及び取組の概要

体系に位置付けた施策と施策に含まれる取組の概要を次頁以降でまとめました。施策のうち、基本戦略を達成する上で中心となるものや本市の生物多様性における特徴に対応するものを「重点施策」と位置付けました。重点施策は、より積極的に推進するものであり、本戦略において推進方法やスケジュールも示していきます。

また、施策の柱に沿って、各推進主体に期待される主な役割を示すとともに、次の図のとおり、施策ごとに、取組に関連する推進主体をまとめています（図 26）。

市は全体の取組に関わるため、所管課や窓口となる部署（所管課等）を示しています。各主体の説明は第 3 章 4（P.89～ 参照）に掲載しています。

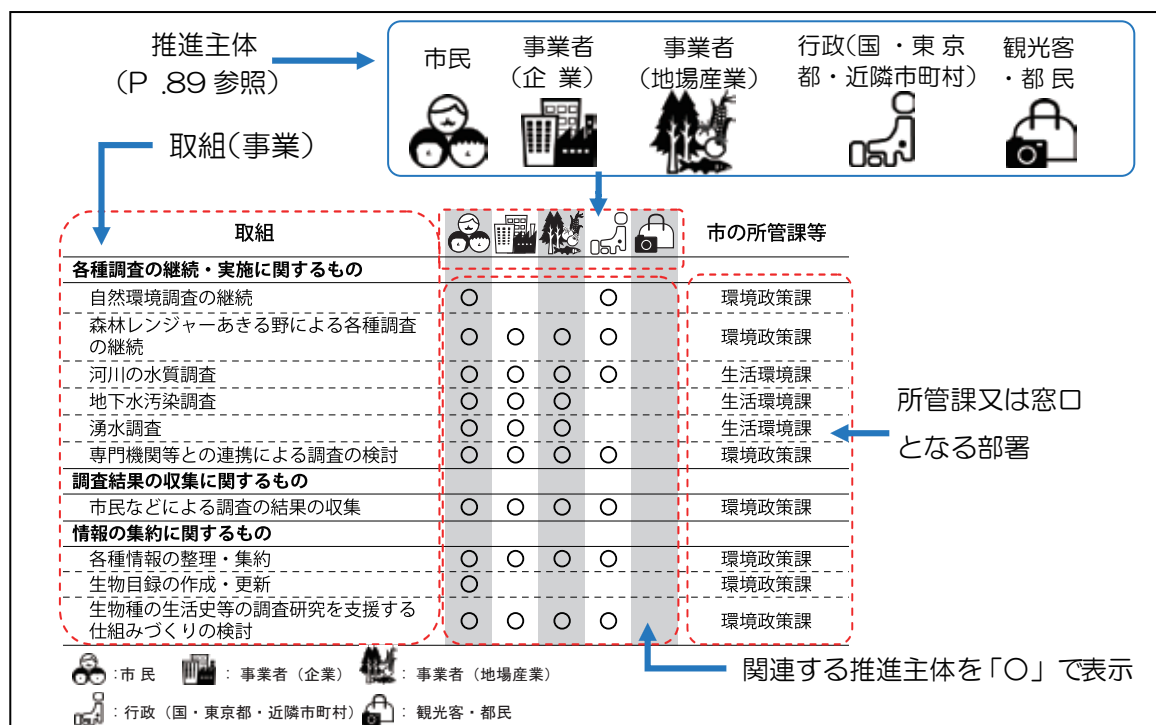


図 26 各施策に掲載されている表の見方

(1) 施策の柱①：知る・調べる

生物多様性の取組を進めるためには、生きものや生態系に関する情報やその成り立ちに関する情報を集め、状況を把握することが重要です。これらの情報は、経年で蓄積するとともに、必要に応じて集約を図り、生物多様性の変化や事業等が生物多様性に及ぼす影響の把握、保全等が必要な場所の抽出などに活かしていきます。

また、集約した情報は、推進主体間での共有化を可能とすることで、他の施策（②学ぶ・受け継ぐ、⑥つながる）にも活用していきます。

「知る・調べる」の3つの施策

①-1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

①-2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策 1）

①-3 生物多様性に関する情報の共有化

【あきる野市の役割】

- 自然環境調査や環境調査に関する取組を継続・拡充します。
- 東京都や近隣市町村と連携した自然環境調査や環境調査を実施します。
- 市民などによる本市の生物多様性に関する調査の結果を収集します。
- 調査などで得られた生物多様性の情報を様々な施策に活かします。
- リーフレットなどの作成、講演会の開催、ウェブサイトの開設などにより、生物多様性の情報を発信します。

【各推進主体に期待される主な役割】

市民、観光客・都民に期待される役割

- 市などが実施する自然環境調査に参加・協力します。
- 市などが実施する観察会や生物調査のイベントなどに参加・協力します。
- 個人や団体で自然観察や調査した結果を市と共有します。
- 市などが発信する生物多様性の情報に関心を持ちます。

事業者（企業）、事業者（地場産業）に期待される役割

- 市などが実施する自然環境調査に参加・協力します。
- 生物多様性に関する調査結果を市と共有します。
- 市などが発信する生物多様性の情報に関心を持ちます。

行政（国、東京都、近隣市町村）に期待される役割

- 市などが実施する自然環境調査に協力します。
- 生物多様性に関する調査結果を市と共有します。
- 市と連携した環境調査を継続します。

施策① -1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

生物多様性の情報を収集するため、市民との協働で実施している自然環境調査や森林レンジャーあきる野による生物調査のほか、生物多様性に関係する河川の水質調査などの環境調査を継続します。また、必要に応じて専門機関等との連携による調査の実施を検討します。

さらに、市民などが個別に実施している調査の結果を収集し、各推進主体間での共有も視野に入れ、生物多様性の情報の充実や集約を図っていきます。

このような情報から、生物目録を段階的に充実させ、必要に応じて更新するとともに、様々な自然環境における様々な生物種の生活史や生態学的な情報収集のための調査研究を支援する仕組みづくりを検討していきます。

取組						市の所管課等
各種調査の継続・実施に関するもの						
自然環境調査の継続	○			○		環境政策課
森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	○	○	○	○		環境政策課
河川の水質調査	○	○	○	○		生活環境課
地下水汚染調査	○	○	○			生活環境課
湧水調査	○	○	○			生活環境課
専門機関等との連携による調査の検討	○	○	○	○		環境政策課
調査結果の収集に関するもの						
市民などによる調査の結果の収集	○	○	○	○		環境政策課
情報の集約に関するもの						
各種情報の整理・集約	○	○	○	○		環境政策課
生物目録の作成・更新	○					環境政策課
生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	○	○	○	○		環境政策課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）
 ：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

施策① -2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策 1）

施策① -1 で得られた情報を地図に書き込むなど、各種情報の地図情報化を進めます。こうして可視化した情報を基に、保全や再生に関する取組が必要な場所や活用が見込める場所などの抽出を行います。

抽出に当たっては、各推進主体との連携により、それぞれの場所における生物多様性の成因や状況、生態系の変遷のほか、その場所が抱える課題などを総合的に評価します。

取組						市の所管課等
市内各所の評価に関するもの						
各種情報の地図情報化	○			○		環境政策課
生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	○	○	○	○		環境政策課 農林課
保全等すべき場所の抽出に関するもの						
保全・再生・活用すべき場所の抽出	○	○	○	○		環境政策課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）
 ：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

施策① -2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策 1）の重要性

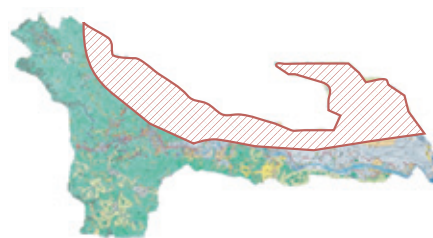
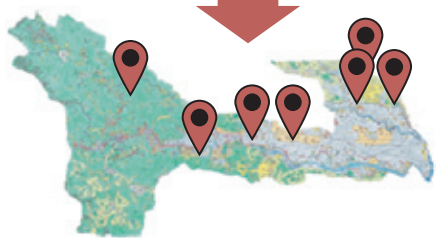
生物多様性の保全や再生、活用などの取組には、関係する主体が、「どこが」「どのような状況で」「何をすべきか、何ができるか」についての情報を共有し、共通認識を形成することが重要です。地図化された情報は、ほかの施策（例：開発計画）にも活用できるとともに、保全・再生・活用すべき場所をあらかじめ抽出しておくことで、保全などの取組を効率的かつ効果的に進めていくことができます（図 27）。



生きものが「どこにいるか」「どのような状態でいるか」などが分からないと、効率的に守ったり、活用したりすることができません。



- 生物多様性の調査結果などを整理し、地図化して、情報を「可視化」します。
- 地図化して、保全すべき場所などをあらかじめ選んでおくことで、関係する取組を効率的かつ効果的に進めることができます。



【地図情報化】

希少な生きものがいる場所→保全区域の候補

様々な生きものがみられる場所→観光スポットの候補

効率的な保全策などの実施

図 27 保全・再生・活用すべき場所の抽出

【ゴール】

- 1 生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成因や状況などを把握している。
- 2 保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を行うとともに、さらなる抽出の必要性について検討している。
- 3 1 及び 2 の内容が各種施策等に活かされている。

【進め方】

＜ステップ1＞

施策①-1 で得られた生物多様性に関する情報等を整理し、生きものの生息・生育が確認された位置情報を地図に書き込むなどにより、地図情報化します。

＜ステップ2＞

地図情報化された情報に加え、それぞれの場所における生物多様性の状況や生態系の変遷のほか、その各地域における場所が抱える課題などについて、各推進主体との連携により、総合的に評価します。

＜ステップ3＞

評価の結果に沿い、保全や再生に関する取組が必要な場所や活用が見込める場所などの抽出を行います。

＜ステップ4＞

生物多様性の情報や評価結果、抽出結果を、生物多様性の取組をはじめ、行政の各種施策等に活かしていきます。また、必要に応じて、この結果を広く周知し、生物多様性の普及啓発に活かすとともに、民間事業者による開発計画などへの反映も呼びかけていきます。

【スケジュール】

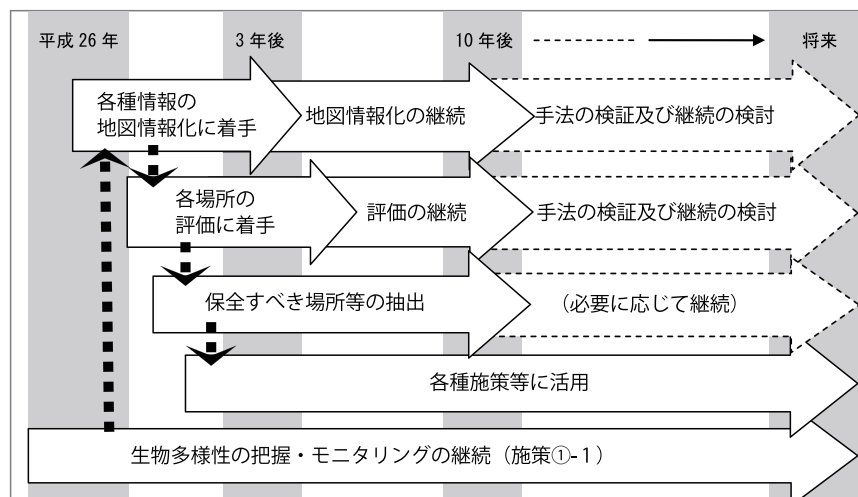


図 28 重点施策 1 に関するスケジュール

施策① -3 生物多様性に関する情報の共有化

望ましい姿の実現に向け、各推進主体の連携を緊密にしていくためには、施策①-1 で得られた生物多様性に関する情報等を広く発信し、情報などの共有化を図ることが必要です。

情報発信は、リーフレットや周知用マップの作成、講演会の開催、ウェブサイトの開設など、様々な人が情報を得られるよう、方策を工夫します。また、発信する情報は、生きものの生息・生育状況だけでなく、森の魅力やみどりの大切さ、農地の機能など、生物多様性の恵みに関する内容も取り上げていきます。

リーフレットや周知用のマップなどは、必要に応じて更新し、本戦略の各種取組の成果等を反映するとともに、生物多様性の課題の周知などにも役立てていきます。

情報の発信に当たっては、公表の可否について十分に精査するとともに、発信の対象に応じて表記なども工夫します。

取組						市の所管課等
情報発信の方策に関するもの						
各種リーフレットなどの作成・公開	○	○	○		○	環境政策課
水と緑のマップの充実	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	○	○	○		○	環境政策課
情報発信の内容に関するもの						
森の魅力発信	○	○	○		○	環境政策課
みどりの大切さの発信	○	○	○		○	環境政策課
農地の環境面からの機能の発信	○	○	○		○	農林課
生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	○	○	○		○	環境政策課 生活環境課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

(2) 施策の柱②：学ぶ・受け継ぐ

本市の豊かな生物多様性を将来に渡って引き継いでいくためには、生物多様性やその恵みについて、正しい知識を身に付け、生物多様性の取組に活かしていくことが必要です。特に次世代の生物多様性の取組を担う子ども達の育成は、取組を継続するという観点から、非常に重要なこととなります。

このため、施策①-3「生物多様性に関する情報の共有化」に加え、参加型イベントなどや、食育を通じて、生物多様性の正しい知識や普及啓発などを推進するとともに、子ども達を対象とした多様な主体による環境教育や体験学習を進めていきます。

また、生物多様性の保全や活用を担う人材の育成や本市の生物多様性と密接な関わりのある農林業などの後継者、有害鳥獣対策や外来種対策に力を発揮する人材の育成を進めていきます。

「学ぶ・受け継ぐ」の3つの施策

②-1 生物多様性の普及啓発

②-2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策2）

②-3 後継者の育成

【あきる野市の役割】

- 様々な主体に向けた生物多様性の関連講座やイベントなどを開催・実施し、生物多様性の普及啓発を進めます。
- 次世代を担う子ども達への環境教育を推進します。
- 学校等で活用ができる生物多様性の教材を作成します。
- 東京都の施設である小峰ビジターセンター*をはじめ、様々な主体との連携による環境学習等を進めます。
- 農林水産業の後継者育成への支援を行います。
- 狩猟免許の更新など、有害鳥獣対策や外来種対策の従事者への支援を行います。

【各推進主体に期待される主な役割】

市民、事業者（企業）、観光客・都民に期待される役割

- 市などが実施する生物多様性のイベントなどに参加します。
- 子ども達を対象とした環境教育や体験学習に参加・協力します。
- 日常の生活の中で、森や川、公園などを訪れ、生物多様性に触れる機会をつくれます。
- 食を通じて生物多様性を意識します。
- 市などが実施する有害鳥獣対策や外来種対策に関心を持ちます。

事業者（地場産業）に期待される役割

- 市などが実施する生物多様性のイベントなどに参加します。
- 子ども達を対象とした環境教育や体験学習に協力します。
- 市などが実施する有害鳥獣対策や外来種対策に参加・協力します（農林水産業者等）。
- 事業が次の世代に引き継がれるよう、後継者の育成に取り組めます。

行政（国、東京都、近隣市町村）に期待される役割

- 市などが作成する生物多様性の教材などを活用します。
- 市内の体験学習施設などを活用します。
- 市と連携した環境学習を推進します。

施策② -1 生物多様性の普及啓発

「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりなどを通じて生物多様性への関心が高まっているなか、日常生活においても生物多様性の恵みなどを感じることができるよう、参加型のイベントや地場産の農畜産物による食育を通じて、生物多様性やその恵みに関する正しい知識などの普及啓発を図ります。

イベントを実施する際は、施策① -3「生物多様性に関する情報の共有化」を通じて、イベント情報などを様々な形で発信し、周知を図ります。また、多様な主体が関心を持ってイベントに参加してもらえよう、本市の自然環境の特徴である森や里山、河川などを実施場所として積極的に活用するとともに、内容などを工夫していきます。また、広域的な普及啓発の推進を視野に入れ、小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携も進めていきます。

これらの普及啓発の取組を進めることにより、多様な主体の生物多様性に関する意識の醸成を図り、重点施策である施策② -2「次世代を担う子ども達の育成」や施策② -3「後継者の育成」の効果的な推進を図ります。

取組						市の所管課等
イベントの実施に関するもの						
参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	○	○	○	○	○	環境政策課 生活環境課
生物多様性を体験できるイベントの実施	○	○	○	○	○	環境政策課
小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	○	○	○	○	○	環境政策課
食育の推進に関するもの						
食育の推進	○	○	○	○		農林課 健康課 指導室 学校給食課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
  : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

施策② -2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策 2）

生物多様性の取組を継続し、さらに推進するためには、次世代を担う子ども達の育成が非常に重要です。このため、小中学校における環境教育や地産地消を意識した食育をはじめ、様々な場面や機会をとらえた環境教育、体験学習の取組を継続・拡充していきます。

本市では、森林レンジャーあきる野による森の子コレンジャー活動などの環境教育の取組を進めるとともに、小宮ふるさと自然体験学校や小峰ビジターセンターなどの体験学習等の場があるため、こうした取組のさらなる推進や施設の活用により、環境教育、体験学習を進めていきます。

また、環境教育や体験学習を実施する場所については、本市の自然環境の特徴である森や里山、河川などを実施場所として積極的に活用していきます。

さらに、本市の生物多様性の特徴などをさらに多くの子ども達に学んでもらうため、小中学校で活用できるような教材の作成を進めます。

取組						市の所管課等
小中学校に関するもの						
小中学校における環境教育の継続	○	○	○			指導室
食育の推進	○		○	○		指導室 学校給食課
小中学校で活用できる教材の作成	○	○	○	○		環境政策課
その他の場所に関するもの						
小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	○	○	○	○	○	環境政策課
森の子コレンジャー活動の継続	○					環境政策課
菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	○	○	○		○	環境政策課
子どもの水辺事業の推進	○		○	○		生涯学習スポーツ課
未就学児を対象とした環境教育の継続	○					環境政策課
幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	○	○	○			環境政策課 児童課
小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

施策② -2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策 2）の重要性

生物多様性の取組により望ましい姿を実現するには、継続的かつ長期的な取組が必要です。

例えば、幼木が大木に育つまでに長い年月を要するように、取組の効果が現れ、生物多様性の向上が図られるには長い時間が掛かります。また、ある場所で、植生の回復などにより生物多様性の向上が図られても、そこに動物や昆虫が定着するには、さらに長い時間を待たなければなりません。

多くの生物多様性の取組について、目にみえる効果が現れるには、私たちが着手した取組について次世代を担う子ども達が受け継ぎ、また、その子ども達の世代に引き継ぐといった流れをつくり出す必要があります。

このように、次世代を担う子ども達の育成は、生物多様性に直接的に働きかける取組と同様に重要なものであり、小中学校などの教育現場だけでなく、身の回りにある様々な場所や、家庭や地域などを通じた色々な機会でも積み重ねていくことが必要です。

また、子ども達の育成を担う多様な主体の普及啓発等は、施策② -1「生物多様性の普及啓発」にて進めていきます。

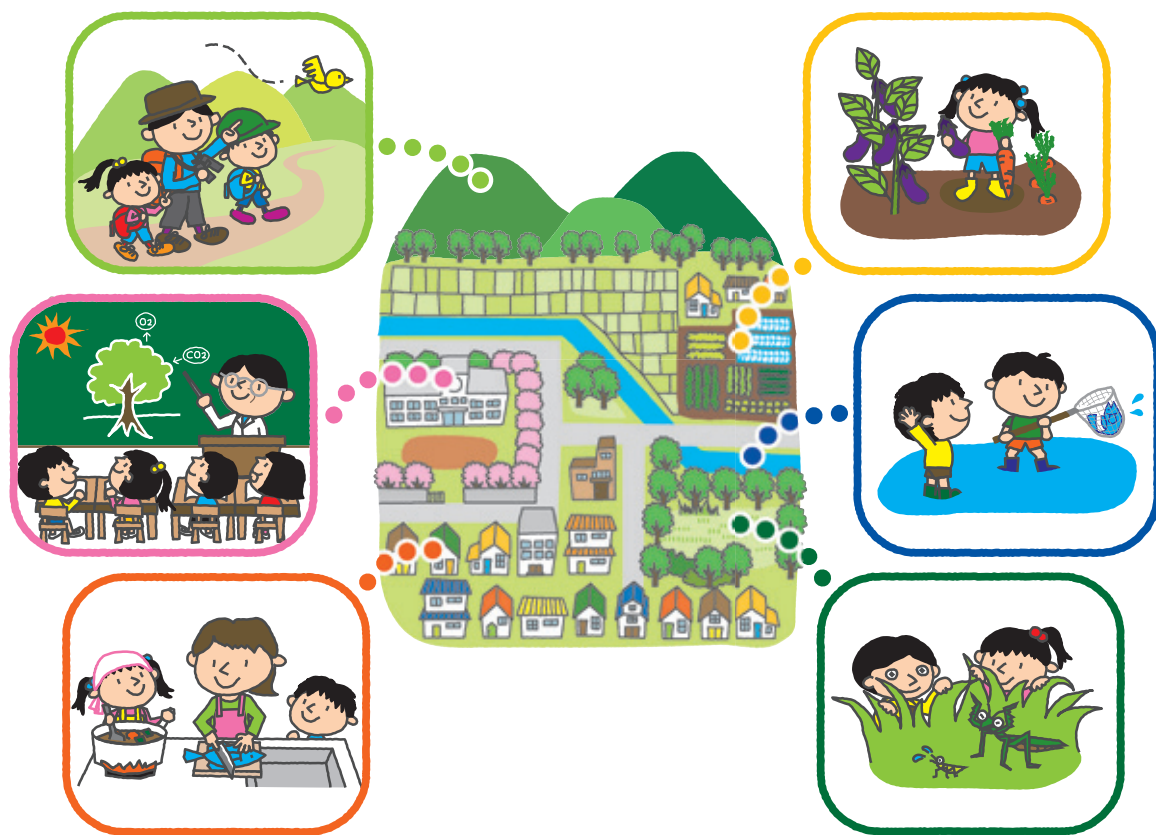


図 29 様々な場所、様々な機会による子ども達の育成（イメージ）

【ゴール】

- 1 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
- 2 本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
- 3 次世代を担う子ども達が育成されている。

【進め方】

＜ステップ1＞

小中学校における環境教育をはじめ、小宮ふるさと自然体験学校における体験学習や「森の子コレンジャー活動」、未就学児を対象とした環境教育、小峰ビジターセンターなどと連携した環境学習を推進します。

本市の生物多様性を学ぶための教材を作成します。

＜ステップ2＞

各種の環境教育や体験学習を定着させるとともに、ステップ1で作成した教材の活用を促進します。

＜ステップ3＞

各種の環境教育や体験学習を推進するとともに、体系化して効果を高めます。

【スケジュール】

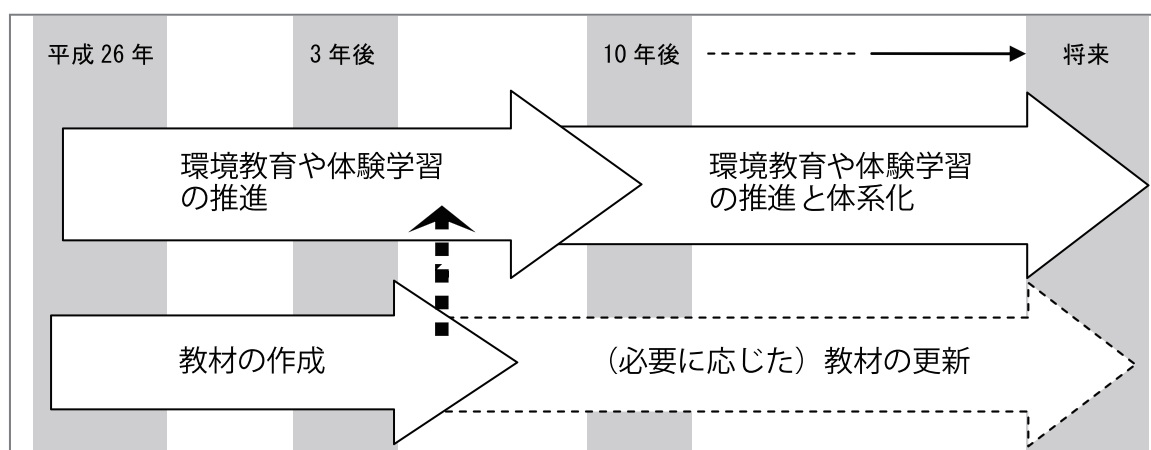


図 30 重点施策 2 に関するスケジュール

施策② -3 後継者の育成

生物多様性の取組を継続していくためには、取組の担い手となる人材を育成することが必要です。

このため、施策② -1「生物多様性の普及啓発」や施策⑥ -2「協働の機会の創出」を通じて、生物多様性への関心を高めるとともに、取組への参加の間口を広げ、段階を追って取組に関われるよう工夫します。また、生物多様性などに関心のある方や取組に参加している方が無理なくスキルアップできるよう、人材育成講座などを実施し、取組の担い手や指導者となる人材を育成していきます。

農地は、本市の生物多様性において重要な役割を果たしており、生物多様性の維持・向上を図るには、継続的に手を入れる必要があります。このため、地産地消型農業を推進するとともに、あきる野市農業振興会後継者部会への支援などを継続し、農業後継者の育成を図ります。

また、農業被害等を引き起こす有害鳥獣や在来種への影響が懸念される特定外来生物（アライグマなど）への対策のため、狩猟免許の更新への支援などの取組を継続し、有害鳥獣及び外来種の対策の推進を図ります。

取組						市の所管課等
担い手の育成・活用に関するもの						
担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	○	○	○		○	環境政策課
後継者育成に関するもの						
農業後継者の育成支援	○		○		○	農林課
有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	○		○			農林課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）

：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

(3) 施策の柱③：守る

第2章で示したとおり、本市の生物多様性の状況は各地域で異なっていると同時に、国内において非常に希少な生きものの生息・生育が確認されています。

これらの希少種や、希少種が生息・生育できる環境を将来に渡って残していくために、本市全体に生きものの保全の考え方を浸透させるとともに、保全区域の指定などの仕組みづくり、山間部や市街地などの地域の特徴に応じた保全策を実施します。

また、生物多様性や農業に影響を及ぼす外来種や有害鳥獣などの対策も併せて推進していきます。

「守る」の3つの施策

③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）

③-2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

③-3 生態系の保全に向けた取組の推進

【あきる野市の役割】

- 希少種や保全すべき種や場所を把握し、モニタリングを続けます。
- 生物多様性の保全の仕組み（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーコード*など）を構築します。
- 生物多様性の保全の仕組み（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーコードなど）を周知します。
- 希少種や生物多様性上重要な地域を保全します。
- 生物多様性の保全の取組を推進します。
- 有害鳥獣対策や外来種対策を進めます。
- 有害鳥獣対策や外来種対策において、国や東京都、近隣市町村との連携を進めます。
- 市民、事業者、観光客・都民が取組に参加できる機会を提供します。
- 農林業の振興や漁業などの支援を行います。
- 公共工事に際し、生物多様性に配慮します。

【各推進主体に期待される主な役割】

市民、観光客・都民に期待される役割

- 生物多様性の保全の仕組み（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーコードなど）を守ります。
- 市などが実施する生物多様性の保全の取組に参加・協力します。

- 保全区域の指定などに協力します（市民）。
- 有害鳥獣対策や外来種対策に協力します（市民）。
- 日々の暮らしの中で、省エネの実践や環境に配慮した商品の購入により、生物多様性への負荷の低減に努めます（市民）。
- 飼いはじめた生きものは、野外に放さず、最期まで責任をもって飼育します（市民）。
- ベランダや庭の緑を保全します（市民）。

事業者（企業・地場産業）に期待される役割

- 生物多様性の保全の仕組み（「（仮称）生物多様性保全条例」やカントリーコードなど）を守ります。
- 保全区域の指定などに協力します。
- 市などが実施する生物多様性の保全の取組に参加・協力します。
- 有害鳥獣対策や外来種対策に協力します。
- 事業活動に伴うエネルギーの消費など、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性への負荷の低減に努めます（企業）。
- 事業活動に伴い使用する原材料は、生物多様性に配慮した原材料（環境認証製品など）を選択します（企業）。
- 事業活動に関わる農地、森、河川などの生物多様性における価値を認識し、適切な活用や維持管理に努めます（地場産業）。
- 事業所などがある場合は、敷地内の緑を保全します。

行政（国、東京都、近隣市町村）に期待される役割

- 市が構築する生物多様性の保全の仕組みを認識します。
- 市との連携を含め、生物多様性の保全の取組を進めます。
- 有害鳥獣対策や外来種対策について、市と連携します。
- 市域内の公共工事に際し、生物多様性に配慮します（国、東京都）。

施策③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策 3）

本市の生物多様性を保全するための第一歩として、本市全体で共有できる保全の仕組みを構築します。内容としては、保全の方向性や保全区域の指定などを規定する「（仮称）生物多様性保全条例」の制定のほか、観光などに伴う生物多様性への負荷を最小限とするためのルール（カントリーコード）づくりや、保全すべき生きものを明確化する「あきる野市版レッドリスト」の作成を進めていきます。

保全区域は、施策①-2「保全・再生・活用すべき場所の抽出」による場所や、あきる野市版レッドリストに掲載された生きものの生息・生育に必要な区域などを指定します。また、保存緑地の指定、文化財の指定・保護などの取組も活用します。このうち、特に重要な区域については公有地化も検討します。

こうした施策を着実に推進するため、必要に応じて「郷土の恵みの森づくり事業基金」を運用するとともに、「ふるさとの緑地保全基金」の取扱いも含め、「生物多様性保全基金」の創出について検討します。また、森の持つ二酸化炭素吸収・固定機能に着目し、地球温暖化対策につながるクレジット制度の導入による財源確保の手法についても検討します。

取組						市の所管課等
規制の策定などに関するもの						
（仮称）生物多様性保全条例の制定	○	○	○	○	○	環境政策課
市民・観光客向けカントリーコードの設定	○	○	○	○	○	環境政策課
あきる野市版レッドリストの作成	○	○	○	○	○	環境政策課
区域の指定などに関するもの						
生物多様性保全区域の指定	○	○	○	○	○	環境政策課
必要な都市計画の見直し	○	○	○	○		都市計画課
重要地域の公有地化	○	○	○	○	○	環境政策課
保存緑地の指定	○					環境政策課
文化財の指定・保護	○	○	○			生涯学習スポーツ課
財源の確保に関するもの						
郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	○	○	○		○	環境政策課
生物多様性保全基金の創出の検討	○	○	○		○	環境政策課
地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	○	○	○		○	環境政策課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）
：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

施策③-1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）の重要性

生物多様性は非常に幅広い概念であるとともに、推進主体ごとに関わり方も異なることから、主体ごとに様々な考え方があります。また、保全の具体的方策は、地域ごとに異なる生物多様性の状況や保全の対象となる種に応じて実施することが必要です。こうしたことから、生物多様性の取組を着実に推進するためには、「(仮称) 生物多様性保全条例」の制定やあきる野市版レッドリストの作成などにより、本市全体で共有できる仕組みを構築し、推進主体間の共通認識を形成することが重要です。

また「観光都市あきる野」を目指し、景観などを地域資源として活用するなどの観光振興を進めていることから、生物多様性への負荷を最小限にするためのルール（カントリーコード）を作成し、活用と保全を両立することも必要となります。

生物多様性の取組の基盤となる仕組みやルールを構築することにより、様々な課題に対応するための基準を設けることができます。

カントリーコードとは

カントリーコードは、自然公園などを訪問する観光客などが守るべきルールやマナーを明文化したもののことで、イギリスの田園地帯を訪問する人が守るべきルールやマナーをまとめたものが始まりです。

日本では、富士山、小笠原、南アルプス、秩父多摩甲斐国立公園、屋久島などでそれぞれカントリーコードが策定されています。



図 31 カントリーコード（イメージ）

【ゴール】

- 1 「(仮称) 生物多様性保全条例」を制定し、市内外に周知・定着を図っている。
- 2 希少種が存在するなど、保全が必要な地区の保全区域化が進んでいる。
- 3 保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
- 4 カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

【進め方】

＜ステップ1＞

「(仮称) 生物多様性保全条例」を制定します。

各推進主体との連携により、あきる野市版レッドリストやカントリーコードを作成します。

＜ステップ2＞

「(仮称) 生物多様性保全条例」などの周知・定着を図ります。また、カントリーコードは、観光振興策などとの関連を含めて周知を図ります。さらに、施策①-2「保全・再生・活用すべき場所の抽出」やあきる野市版レッドリストに基づき、必要に応じて保全区域の指定などを行います。

＜ステップ3＞

保全区域の指定などを広く周知し、保全の取組を進めます。

必要に応じて、あきる野市版レッドリストやカントリーコードを更新します。

【スケジュール】

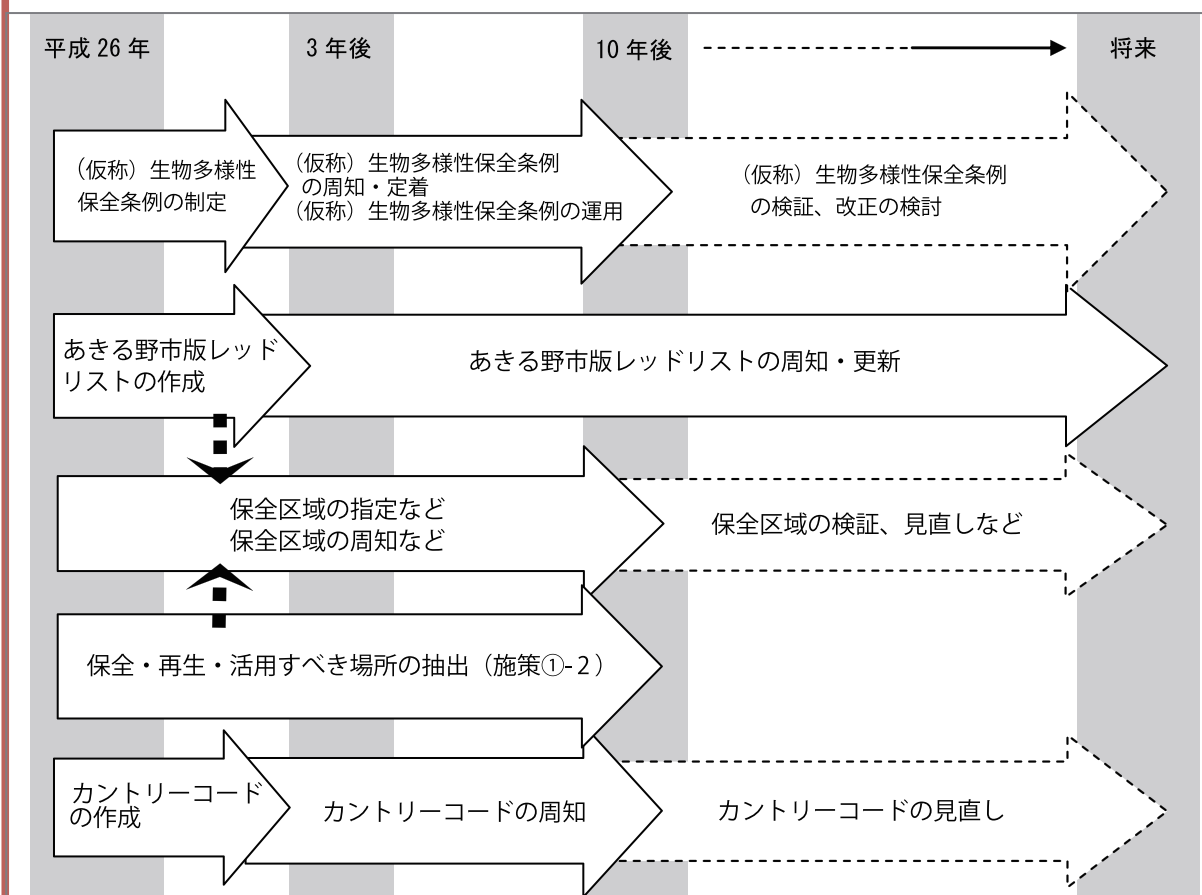


図 32 重点施策 3 に関するスケジュール

施策③ -2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

農業などにも被害を及ぼす有害鳥獣や地域の生態系に影響を及ぼす外来種、外来種の中でも生態系などに大きな影響を及ぼす特定外来生物について、施策① -3「生物多様性に関する情報の共有化」を通じた普及啓発を進めていきます。

本市では、有害鳥獣対策を進めるとともに、外来種対策として、地域との連携によるアライグマ、ハクビシンの捕獲等を実施しています。双方の取組において、手法等が一部共通であることから、可能な範囲で設備の共有化を図るなど、効率的かつ効果的に取組を進めていくための手法を検討し、実施します。

また、特定外来生物であるアライグマや外来種であるハクビシン以外の特定外来生物等の対策について、個別の対応を継続するとともに、被害の状況などを考慮し、積極的な取組の対象とするなどの検討も行います。

外来種は、在来種より繁殖能力などが高いものもあり、さらに侵入と拡大のスピードが速く行政の枠組みを超えて移動・拡散することから、近隣市町村と連携した対策の実施について検討するとともに、広域的な視点から外来種対策を進めている東京都との連携も強化していきます。

取組						市の所管課等
有害鳥獣対策及び外来種対策に関するもの						
効率的かつ効果的な手法の検討・実施	○		○	○		環境政策課 農林課
有害鳥獣対策に関するもの						
有害鳥獣対策の実施	○		○			農林課
外来種対策に関するもの						
外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	○	○	○	○		環境政策課
特定外来生物対策の実施	○	○	○	○		環境政策課
外来種対策の拡大・強化の検討				○		環境政策課
東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

施策③ -3 生態系の保全に向けた取組の推進

本市には、森をはじめ、里山や河川、農地などの様々な自然環境が存在しており、それぞれの環境に適応する生きものが生息・生育しています。また、公共施設や公園の緑、街路樹、住宅地などの緑（生垣や庭木等）などの市街地の緑は、街なかの生物多様性において重要な役割を担っています。これらを保全していくには、健全な市民生活を維持しながら、環境に応じた取組を進めていくことが必要です。

本市には、森林から市街地の緑地まで、様々な種類の緑が存在していることから、「あきる野市緑の基本計画」を改定し、緑地の保全と緑化の推進に関する基本的な方針を見直します。また、公共施設や公園、道路沿道などの緑について、適正管理等を通じて保全するとともに、保存緑地の指定などにより市街地の緑の確保に努め、生態系ネットワークの維持を図ります。

さらに、公共工事により生きものへの影響が懸念される場合には、東京都が策定した「秋川流域河川整備計画」などの既存計画との整合を図りながら、生物多様性に配慮した工法を選択するなどの取組を進めるとともに、各種の工事により大きな影響を受ける希少な植物などについて、一時的に保護する場所の確保なども検討します。

取組						市の所管課等
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの						
緑の基本計画の改定	○	○	○	○		都市計画課
森林に関するもの						
郷土の恵みの森づくり事業の推進	○	○	○	○		環境政策課
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○	○	○	○		農林課
森林保全・活用のための整備の推進	○	○	○	○		環境政策課 農林課
里山に関するもの						
（里山における）モデル地区での保全管理活動の実践（横沢入里山保全地域など）	○	○	○	○		環境政策課
里山の保全策の検討	○	○	○			環境政策課
農地に関するもの						
農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討（遊休農地の活用ほか）	○	○	○			農林課 都市計画課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

取組						市の所管課等
河川に関するもの						
河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	○	○	○	○		生活環境課 建設課
清流保全協力員活動の継続	○	○	○			生活環境課
事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続		○	○			生活環境課
生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	○	○	○	○		生活環境課 管理課
地下水・湧き水に関するもの						
地下水保全対策の継続（揚水規制）	○	○	○			生活環境課 農林課
湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続	○	○	○			生活環境課 都市計画課
崖線に関するもの						
崖線地区の保全	○	○	○	○		地域防災課 環境政策課 都市計画課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）

 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

(4) 施策の柱④：創る

本市は現在も豊かな自然環境を有していますが、時代の流れに伴い、生きものの生息・生育に適した環境が劣化又は喪失しつつある場所もみられます。こうした場所については、植樹や適正管理などを通じて、生態系の再生や健全性の回復を図る必要があります。

例えば、林業の衰退などに伴い、人の手が入らなくなった森には、森の多面的機能の低下など、生物多様性が劣化している場所がみられます。これらの場所については、「郷土の恵みの森づくり事業」などを通じ、森の健全性を向上させることにより、生物多様性の向上が図られます。

本市を代表する河川の一つである秋川においても、水質の浄化は進んでいるものの、河川環境の単一化*などを懸念する声が聞かれます。このため、東京都が策定した「秋川流域河川整備計画」に沿い、河川管理者である東京都や地場産業者との連携により、河川環境の向上に取り組みます。豊かな自然環境を有し、様々な魚類が棲む秋川を再生することは、生物多様性の保全と活用を両立する貴重な取組となります。

また、安全で快適な都市生活を営むために街区や道路の整備が進むなか、今後は、望ましい姿の実現に向け、日常生活においても生物多様性の恵みが感じられるようなまちづくりが必要です。このため、保全から一歩進んだ取組として、公園や公共施設などにおいて、生物多様性に配慮した緑の創出や緑化の推進、住民生活の安全性の確保を前提とした崖線の緑の回復、住宅地等の植樹などの取組を進めていきます。

「創る」の2つの施策

④-1 恵み豊かな緑と水の創出（重点施策4）

④-2 市街地における緑の創出

【あきる野市の役割】

- 森林整備を進めます。
- 「郷土の恵みの森づくり事業」を進めます。
- 河川管理者である東京都との連携により秋川の河川環境の向上を図ります。
- 農林業の振興や内水面漁業*の支援を行います。
- 公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実・拡大を図ります。
- 開発などに伴う緑化の指導を行います。
- 住民生活の安全性の確保を前提とした崖線の緑の連続性を回復させます。

【各推進主体に期待される役割】

市民、観光客・都民に期待される役割

- 「郷土の恵みの森づくり事業」に参加・協力します。
- 秋川の河川環境の向上に協力します。
- ベランダや庭に生きものが利用できる緑を増やします（市民）。
- 公園の緑や街路樹などの維持管理に協力します（市民）。

事業者（企業・地場産業）に期待される役割

- 「郷土の恵みの森づくり事業」に参加・協力します。
- 事業所などがある場合は、敷地内の緑化（ビオトープなど）を進めます。
- 公園の緑や街路樹などの維持管理に協力します。
- 開発などに伴う緑化基準を守ります（企業）。
- 秋川の魚類の復活などに取り組みます（地場産業）。

行政（東京都）に期待される役割

- 市と連携した森林整備などを進めます。
- 市と連携した秋川の河川環境の向上を進めます。
- 公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実・拡大を図ります。
- 開発などに伴う緑化の指導を行います。

施策④-1 恵み豊かな緑と水の創出（重点施策4）

本市の自然環境の象徴である緑と水における生物多様性をさらに向上させるため、森林と河川に着目した取組を進めていきます。

森林に関するものとして、「あきる野市森林整備計画」（以下「森林整備計画」という。）に基づく森林整備、「郷土の恵みの森づくり事業」などの森林の生物多様性の向上や回復につながる取組をさらに進めていきます。

また、「郷土の恵みの森づくり事業」における「アニマルサンクチュアリ活動」や、営生地区の産学公連携による森づくりも緑の創出につながる取組として継続していきます。

河川に関するものとして、本市を代表する河川である秋川の生物多様性の向上や回復につながる取組を進めていきます。

清流として知られる秋川は、ダムがなく、また、景観などに優れた河川です。さらに、釣りやバーベキュー、川遊びなどに訪れる方も多く、非常に高い親水性を有しています。一方、時代の変遷により、河川環境の劣化や魚類の減少を懸念する声が聞かれ、河川環境の維持・向上、魚類の保護などの取組が必要です。

このため、「秋川流域河川整備計画」に沿い、東京都や秋川漁業協同組合との連携により、各流域の特徴に応じた秋川の河川環境の向上に関する取組を進めていきます。また、東京湾から遡上する天然アユ（江戸前アユ*）の復活などの魚類の保護につながる取組の支援も継続していきます。

取組						市の所管課等
森林に関するもの						
森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	○	○	○	○		農林課
郷土の恵みの森づくり事業の推進	○	○	○	○	○	環境政策課
アニマルサンクチュアリ活動	○	○	○	○		環境政策課
森林保全・活用のための整備の推進						環境政策課 農林課
魅力あふれる川づくりに関するもの						
河川環境の維持・向上	○		○	○	○	環境政策課 管理課
魚道の整備			○	○		管理課
魚類が産卵しやすい川づくり	○		○	○		-
稚魚の放流			○	○		-
川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進			○	○		-
河川環境の向上についての検討	○	○	○	○		環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
  : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

施策④-1 恵み豊かな緑と水の創出（重点施策4）の重要性

本市の西部を中心に広がる森林と市域を流れる河川は、本市の生物多様性の象徴的な存在であるとともに、重要な観光資源となっています。

森林の持つ多面的機能は、大気や水のほか、動物の棲みかとなる環境をもたらすなど、多岐にわたるものであり、生物多様性を支える基盤となっています。また、秋川や平井川は、長い時間をかけて本市の自然環境を形成し、動物の棲みかや周辺の植生を維持してきました。

こうしたことから、森林や河川の生物多様性の向上は、その地域に留まらず、本市全域の生物多様性の維持・向上につながるものであり、本市の魅力を大きく向上させることから、観光振興などの地域活性化の取組にもつながるものとなります。

森林の健全性を支えてきた林業が厳しい状況にあるなか、生物多様性の保全や再生、活用の観点から、森林整備や森づくり、野生動物の生息空間の創出などの取組は、環境都市と観光都市を目指す本市にとって非常に重要なものです。

また、多摩川最大の支流である秋川は、非常に高い親水性を有しているとともに、流域や河川には、希少な植物や魚類、様々な鳥類がみられる場所もあり、生物多様性の保全と活用を進めていく上で、象徴的かつ重要な位置付けとなっています。

近年、魚類の減少や河床の上昇などの懸念の声が聞かれるなか、東京都や市、秋川漁業協同組合の連携により、総合的な河川環境の向上を図ることは、「秋川流域河川整備計画」や本戦略を推進し、環境と観光の好循環につながる取組となります。



写真 29 秋川



写真 30 養沢地区の森林

【ゴール】

- 1 森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
- 2 秋川の河川環境が向上している。
- 3 「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

【進め方】

＜ステップ1＞

森林整備、「郷土の恵みの森づくり事業」を継続します。

「アニマルサンクチュアリ活動」を継続します。

東京都や秋川漁業協同組合との連携により、秋川における河川環境の向上の方策を検討します。秋川漁業協同組合による魚類の回復や保護の取組への支援を継続します。

＜ステップ2＞

東京都や秋川漁業協同組合との連携により秋川における河川環境の向上の取組を進めます。施策①-1「生物多様性の把握・モニタリングの継続」を通じて、森林や秋川の生物多様性の成因や状況について検証します。

＜ステップ3＞

森林や秋川の生物多様性の成因や状況から、森林整備、「郷土の恵みの森づくり事業」、「アニマルサンクチュアリ活動」、秋川における河川環境の向上の取組について見直しや検証を行います。

【スケジュール】

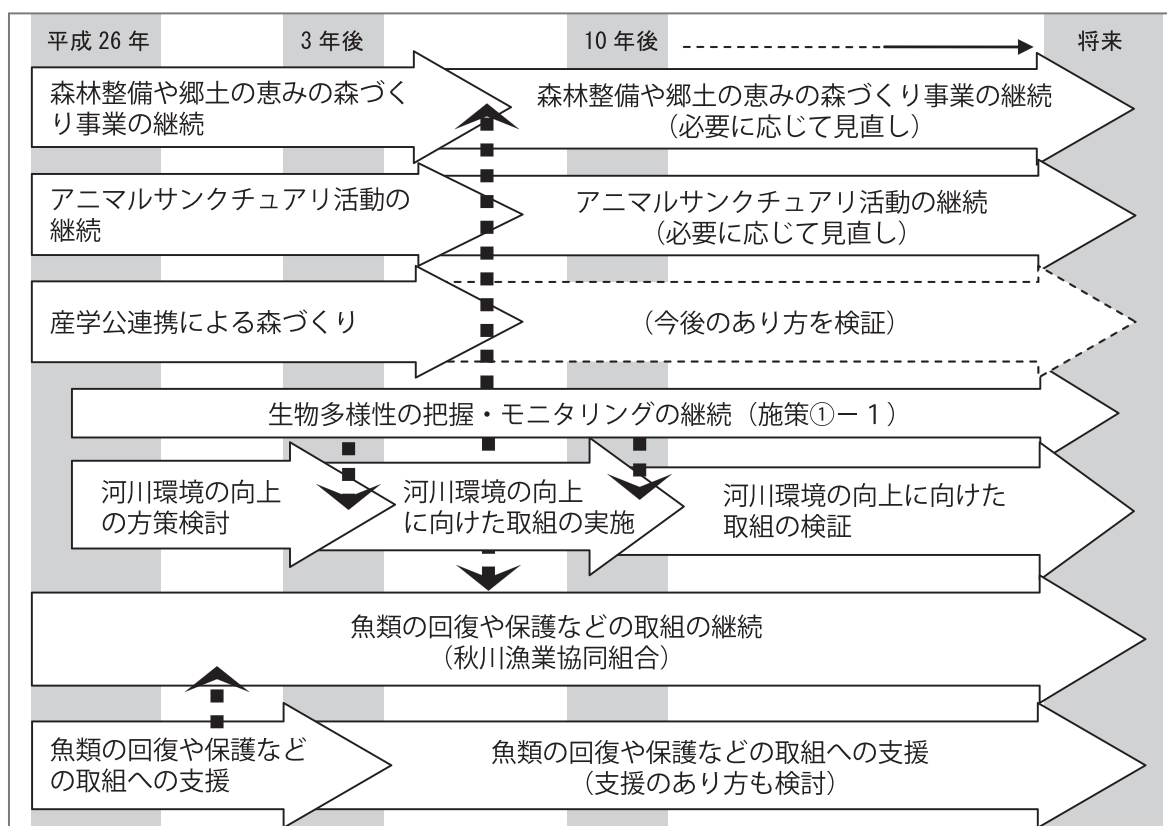
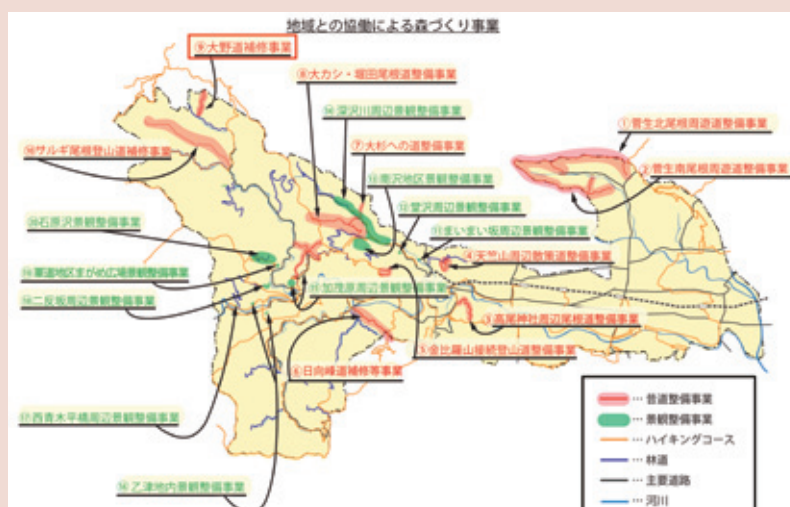


図 33 重点施策 4 に関するスケジュール

コラム14 地域との協働で復活した昔道

コラム7（P.22～参照）で紹介した「地域との協働による森づくり活動」（昔道・尾根道補修等事業、景観整備事業）は、2010（平成22）年にはじまり、今年で5年目を迎えます。地域の皆さんの尽力により、昔道・尾根道の補修等は10ヶ所、景観の整備は10ヶ所で実施されています（2013（平成25）年度末現在）。



再生された道の中には、時代の移り変わりの中で利用されなくなってしまった昔道も含まれています。その一つが、「大野道」です。

かつて大野道は、「御岳講」といって、1年の無事や豊作を願い、青梅市の御岳神社のおいぬ様を祀るための表参道として、全国から多くの方が訪れていたとされています。

1891（明治24）年に建てられた大野道入口の石碑には、「20丁余」と刻まれているとおり、道のりは約2.2kmとなります。御岳講だけではなく、昭和初期まで養沢の男たちは提灯をもって御岳にお酒を飲みに行ったそうです。

昔道を歩きながら、先人達の暮らしに想いを馳せてみると、これまでとは異なる視点で森の魅力を感じることができそうです。



（出典：森林レンジャーあきる野新聞 vol.49）

コラム15 秋川

①秋川とは

秋川は、檜原村の三頭山に源を発し、あきる野市を西から東に流れ、多摩川に合流するまでの延長 33.6 km の一級河川です。清らかな流れと澄み切った空気は、四季折々に変わる野や山とよく調和しており、網代橋から上流の区間を特に「秋川渓谷」と呼び、多くの人々に親しまれています。

②秋川でみられる鳥たち

秋川の水辺では、清流にすむというカワセミなどが観察できます。秋川のヨシ原などは、鳥にとってすみ良い環境であり、オオヨシキリなどのたくさんの鳥が集まります。



カワセミ



オオヨシキリ



④自然とのふれあい

秋川は、都心から西へ1時間あまりと程近く、豊かな緑に囲まれて、自然とふれあうことができます。見どころがいっぱいの秋川を、ぜひ訪れてゆったりとご堪能ください。

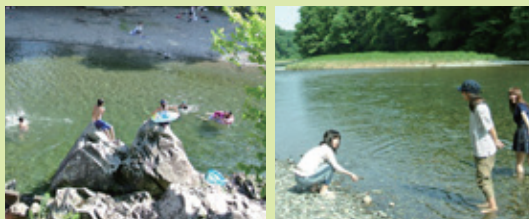
秋川渓谷瀬音の湯

秋川渓谷瀬音の湯は、爽やかな大自然の中で、四季折々の美しい姿を見ながらゆったりと浸かることができる温浴施設です。



川遊び

暑くなったら川遊び。清流秋川は、澄んで冷たく、空気もひんやりとして涼しい。泳いだり、もぐったり、飛び込んだり、流れたり、川の様々な環境に合わせて、遊び方は無限にひろがります。



ヤマメ



カジカ



ギバチ

シマドジョウ



カワガラス



オシドリ

武蔵野駅

武蔵引田駅

秋川駅

東秋留駅

五日市街道

陸橋通り

あきる野市立一の谷小学校

あきる野市立南秋留小学校

リバーサイドパークの谷

あきる野I.C.

東京サマーランド

いきいきセンター

秋川ふれあいランド

東秋川橋

引田橋

山田大橋

網代橋

秋留橋

東秋留橋

陸橋

グリーン運動広場

A wide-angle photograph of a crowded beach. Numerous people are scattered across the sand and in the shallow water. Many colorful beach umbrellas are open. A line of cars is parked along the edge of the beach, and the background is filled with dense green trees.

施策④ -2 市街地における緑の創出

住宅などが広がる市街地においては、公共施設や公園の緑、街路樹、住宅地等の緑（生垣や庭木等）などが存在しています。これらの市街地における緑は、一定の範囲内に存在することで生態系ネットワークを形成し、市街地の生物多様性を維持・向上する上で重要な役割を担うこととなります。

市街地に近接した秋川の段丘崖には、階層構造の発達した樹林がベルト状につながっており、鳥類や哺乳類などの動物の生息の場や移動経路となっています。市街地における生態系ネットワークは、崖線の緑とつながることで、さらに価値を増すこととなります。一方で、崖線の緑の劣化がみられる場所や喪失した場所については、緑の連続性を確保するための緑の回復が必要となります。

こうしたことから、公共施設や公園、街路樹などにおいて、生物多様性に配慮した緑の充実や拡大を図るとともに、住宅地や事業所敷地などにおける緑化の推進を進めていきます。

また、崖線の緑については、崩落防止などの住民生活の安全性の確保を前提に、緑の回復が必要な場所については方策等を検討していきます。

取組						市の所管課等
公共施設などの緑化に関するもの						
公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	○	○		○		関係各課
公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	○	○		○		関係各課
市街地の緑化に関するもの						
緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）		○	○			環境政策課 都市計画課
住宅地等の緑化の推進	○	○	○			環境政策課
崖線の緑に関するもの						
住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	○	○	○	○		地域防災課 環境政策課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

(5) 施策の柱⑤：活かす

生物多様性は、私たちの日々の暮らしの中に様々な恵みをもたらしてくれています（P.5 参照）。恵みには、空気などの私たちが生きていく上で欠かせないもののほか、地域から産出される農畜産物や林産物、観光資源にもなる景観なども含まれ、非常に多岐にわたります。

地域で産出された農畜産物などを地域で消費したり、建物を建てる際に地元産材（多摩産材）を利用するなどの地産地消は、生物多様性を活かす取組の中でも最も身近なものです。

また、地域の農畜産物や地域のブランドイメージを活かした商品開発、景観などの観光的な視点からの活用は、商業振興や観光振興などの地域活性化につながります。特に、本市の特徴的な地形・地質、それらの成り立ちを基礎とした生態系の保全、教育、観光などの様々な分野に活かすジオパークの取組は、生物多様性の活用を通じた地域活性化において、非常に大きな可能性を持つものです。

生物多様性の持続的な活用により地域活性化などに貢献することは、保全と活用の循環につながり、望ましい姿の実現に大きく近づくものです。このため、身近な地産地消から生物多様性を活かした観光振興など、様々な生物多様性の活用の取組を進めていきます。

「活かす」の3つの施策

⑤ -1 地産地消の推進

⑤ -2 生物多様性を活かした商品等の開発

⑤ -3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策 5）

【あきる野市の役割】

- 地産地消（農畜産物や地元産材など）に取り組めます。
- 地域ブランドの振興・支援を進めます。
- 「秋川流域ジオパーク構想」の取組を推進します。
- バーベキュー場などの施設を維持・管理します。
- 本市の生物多様性を周知するための取組を進めます（「観光ボランティアガイド」の育成、マップの作成など）。
- 釣りやバーベキューにおける環境負荷の低減に取り組めます。
- 農業体験型の観光を支援します。
- カントリーコードを周知します。

【各推進主体に期待される主な役割】

市民に期待される役割

- 地産地消（農畜産物や地元産材など）に取り組めます。
- 地域のブランド品などを購入します。
- 本市の魅力を広く発信します。
- 「秋川流域ジオパーク構想」の取組に参加・協力します。
- カントリーコードなどのルールを守ったレジャー（バーベキュー、釣りなど）を楽しめます。

事業者（企業・地場産業）に期待される役割

- 地産地消（農畜産物や地元産材など）に取り組めます。
- 「秋川流域ジオパーク構想」の取組に参加・協力します。
- 市の観光振興に協力します。
- 観光資源を事業活動に活かします。

行政（東京都・近隣市町村）に期待される役割

- 地元産材を積極的に活用します。
- 「秋川流域ジオパーク構想」の取組を推進します（近隣町村）。

観光客・都民に期待される役割

- 本市から産出される農畜産物や地元産材などを購入・活用します。
- 地域のブランド品などを購入します。
- 本市の魅力を広く発信します。
- カントリーコードなどのルールを守ったレジャー（バーベキュー、釣りなど）を楽しめます。

施策⑤ -1 地産地消の推進

地域から産出される農畜産物や木材などをその地域で消費する「地産地消」は、身近な生物多様性の恵み（P.5 参照）を感じることで、施策② -1「生物多様性の普及啓発」につながるとともに、輸送に係るエネルギーの削減に貢献するなど、様々な生物多様性の取組の足掛かりとなるものです。

本戦略における地産地消は、生物多様性の活用のほか、農業振興や輸送エネルギーの削減による地球温暖化対策という観点も加え、地産地消型農業や地元産材の活用の取組により推進していきます。特に公共施設においては、様々な機会をとらえ、地元産材を活用していきます。

また、地元産材などの森林資源の地産地消を促進するため、森林資源への新たな価値の付与なども検討していきます。新たな価値としては、木質バイオマスエネルギーとしての利用や、森林の二酸化炭素の吸収機能を「J-クレジット制度」などで森林吸収クレジットとして販売し、森林の適正管理に向けた財源とすることなどが考えられます。

取組						市の所管課等
農畜産物に関するもの						
地産地消型農業の推進	○		○			農林課
農畜産物などの地産地消の推進	○	○	○		○	農林課
地元産材に関するもの						
森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	○	○	○		○	農林課
公共施設における地元産材の使用促進			○			施設営繕課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）
 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
 : 観光客・都民

施策⑤ -2 生物多様性を活かした商品等の開発

あきる野商工会では、地場産業の振興と発展に寄与することを目的に、秋川渓谷をイメージとした「秋川渓谷物語」という地域ブランドを開発し、あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等の認定を行っています。

市においても、「東京のふるさと あきる野」の実現に向けた観光まちづくりの一環として、「秋川渓谷」という地域のブランド化により、観光を通じた地域活性化の取組を進めています。

また、本市が基準産地となっているトウキョウサンショウウオをモチーフにした市のイメージキャラクター「森っこサンちゃん」についても、キャラクターのデザインを商品等の開発に利用できる取組を継続し、事業者による商品開発等の支援を進めていきます。

こうしたブランド化なども、本市の豊かな自然環境から生まれたものであり、生物多様性を活かす取組となります。

取組						市の所管課等
ブランド開発などに関するもの						
「秋川渓谷物語」ブランドの普及拡大	○	○	○		○	観光商工課
「秋川渓谷」のブランド化の推進	○		○		○	観光まちづくり活動課
「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	○	○	○			環境政策課 観光商工課 観光まちづくり活動課

 : 市民
  : 事業者（企業）
  : 事業者（地場産業）

 : 行政（国・東京都・近隣市町村）
  : 観光客・都民

コラム16 秋川溪谷物語

あきる野商工会では、あきる野市と檜原村で生産される良質な食品等について、一定の基準を設け、地場産品に対する消費者の信頼を高め、その普及と需要拡大を図りながら、地場産業の振興と発展に寄与することを目的として「秋川溪谷物語」の名で地域ブランド認定審査会による地域ブランド認証を行っています。

認証商品は、「食事」「秋川牛」「和菓子」「食品」「洋菓子」「清酒」「その他」の7つのジャンルにわたり、2014（平成26）年7月現在、46品が認証を受けています。なお、認証を受けた製品は、右の認証マークで確認することができます。



コラム17 森っこサンちゃん

「森っこサンちゃん」は、本市の草花地区が基準産地であるトウキョウサンショウウオをモチーフにした、あきる野市のイメージキャラクターです。右側がお兄ちゃん、左側が妹で、ふたりそろって「森っこサンちゃん」です。お兄ちゃんは、頭に草の冠、体に清流が、妹は、手に葉っぱ、山形の帽子に花や川が描かれています。

また、「森っこサンちゃん」のデザインは、市内の事業者の方にも、自社で販売する商品等に使用していただくことができます。（デザイン使用を希望する場合は、申請が必要になりますので、環境政策課までお問合せください。（連絡先は巻末に掲載））



施策⑤-3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）

豊かな生物多様性は、本市の魅力の一つであり、美しい景観を「あきる野百景」として認定しているほか、清流や溪流がバーベキューや釣りなどのレジャーに活用されるなど、観光資源としての活用も図られています。

山林の散策を楽しむ方も多く、市では、自然を満喫するための古道や登山道の整備、各種ルートの設定やマップづくりを進めています。また、近年では、農業体験を観光資源の一つとする取組も進められています。

地域に昔からある風景を楽しむ散策コース（フットパス）の整備など、エコツーリズムやグリーンツーリズムにつながる観光振興をさらに進めるため、武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化や旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化などを進めていきます。

さらに、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村では、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めています。生物多様性の基盤である地形・地質の保全、教育、活用を図り、地域活性化につなげていくことは、生物多様性の保全と持続的な活用を図る取組の一つとして、大きな可能性を持つものです。

生物多様性のレジャーへの活用は、カントリーコードに沿い、適正に進めていく必要があります。「観光ボランティアガイド」の育成やバーベキュー場の維持・管理などは、観光振興と適正な活用による生物多様性への負荷の低減を誘導する取組として、継続します。

取組						市の所管課等
ジオパークに関するもの						
秋川流域ジオパーク構想の推進	○	○	○		○	環境政策課
観光拠点等の整備に関するもの						
武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	○	○	○		○	観光まちづくり活動課
旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	○	○	○		○	観光まちづくり活動課
観光ルートの設定に関するもの						
あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	○	○	○		○	環境政策課 観光商工課
各種マップの作成	○	○	○		○	観光まちづくり活動課 など
古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	○	○	○		○	環境政策課
観光ボランティアガイドの育成	○				○	観光まちづくり活動課 など
各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	○	○	○		○	観光まちづくり活動課 など
親水に関するもの						
釣りなどのレジャーへの活用	○		○	○	○	観光商工課など
遊漁券の発行	○		○		○	-
バーベキュー場の維持管理	○		○		○	観光商工課
農業体験に関するもの						
農業体験の指導者の育成	○		○		○	農林課



市民



事業者（企業）



事業者（地場産業）



行政（国・東京都・近隣市町村）



観光客・都民

施策⑤ -3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）の重要性

豊かな生物多様性は、本市の大きな魅力の一つとして、市内外の人々を魅了し、今後はエコツーリズムやグリーンツーリズムにつながる可能性を有しています。本市は、都心からのアクセス性も良く、自然と気軽に触れ合える場所です。このため、市でも、「東京のふるさと あきる野」をキャッチフレーズに、観光スポットのネットワーク化や「観光ボランティアガイド」（写真 31）の育成、各種イベントの開催、秋川の親水性を高めるバーベキュー場の整備など、積極的な観光振興の取組を進めています。

また、武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化や旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化も計画されており、情報発信や体験型観光の機能が大幅に強化される見込みです。

さらに、ジオパーク認定に向けた取組も進められており、あきる野市、日の出町、檜原村による秋川流域ジオパーク推進会議では、まちづくりと一体化した取組を展開しています（写真 32）。

望ましい姿を実現し、豊かな生物多様性を将来に引き継ぐためには、保全と活用の循環が必要です。地域活性化の実現は、間接的に生物多様性の価値を認識させるものであることから、施策② -1「生物多様性の普及啓発」の促進にもつながるものであり、生物多様性に関する取組を継続的かつ長期的に進めていくために非常に重要なものとなります。



写真 31 観光ボランティアガイド



写真 32 ジオパークイベント

【ゴール】

- 1 観光振興による地域活性化が進められている。
- 2 「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
- 3 観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
- 4 日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
- 5 日本ジオパークに認定されている。

【進め方】

＜ステップ1＞

観光スポットとなる地域資源の掘り起こしを継続します。

本市の魅力を伝える「観光ボランティアガイド」の育成などを継続します。

釣り場やバーベキュー場などの適正な維持管理を継続します。

武蔵五日市駅前市有地や旧戸倉小学校施設における施設整備を推進します。

「秋川流域ジオパーク推進会議」の活動を推進します。

＜ステップ2＞

観光スポットを体系化します（マップづくり、コース（フットパス）設定など）。

本市の魅力を伝える仕組みを構築します。

「東京のふるさと あきる野」のイメージを市内外で定着させます。

武蔵五日市駅前市有地や旧戸倉小学校施設における拠点を運用します。

日本ジオパークの認定に向けた取組をさらに加速します。

【スケジュール】

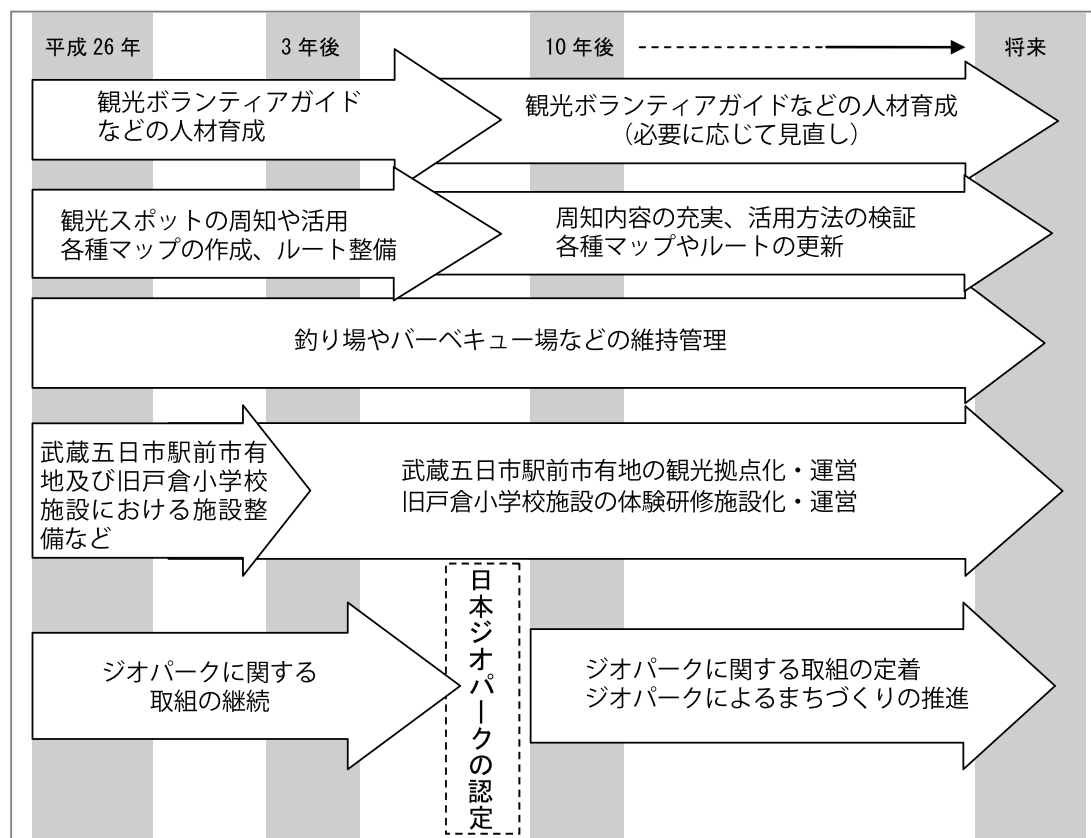


図 34 重点施策 5 に関するスケジュール

(6) 施策の柱⑥：つながる

望ましい姿の実現に向けた生物多様性の取組は、人間活動に非常に幅広く関わるものであるとともに、身近なものから大規模なものまで、様々な機会をとらえて、継続的かつ長期的に実施する必要があります。

取組の中には、各推進主体の参画により、効率的かつ効果的な推進が図られるものや、施策②-1「生物多様性の普及啓発」につながるものもあります。また、生物多様性の新たな課題が発生した場合に、各推進主体が連携して対応を検討することで、生物多様性への負荷等を最小限とすることなども期待されます。

このため、各推進主体間の連携をさらに促進する取組として、意見交換や情報共有などが円滑に図られる仕組みが必要であるとともに、様々な推進主体が共に活動できる機会の創出を進めていきます。

「つながる」の2つの施策

⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策 6）

⑥-2 協働の機会の創出（重点施策 7）

【あきる野市の役割】

- 市民、事業者、市、有識者などによる新たな組織を設置します。
- 庁内横断組織を設置します。
- 生物多様性の保全等の活動をしている市民団体間の仲介を行います。
- 各推進主体が集まる場所、機会を提供します。
- 各推進主体が気軽に参加できる活動の機会を創出します。

【各推進主体に期待される役割】

市民、事業者（企業）、事業者（地場産業）、行政（国、東京都）、観光客・都民に期待される役割

- 生物多様性の保全等の活動に参画・参加します。
- 生物多様性の保全等の活動の情報を市に提供します。
- 生物多様性の保全等の活動の情報を発信します。

施策⑥-1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策 6）

生物多様性の取組は、直接的な保全活動に留まらず、日々の暮らしや事業活動における実践につなげていくことが大切です。そのため、取組を効果的に進めるためには、様々な視点から取組の方策についての情報共有や検討を行い、施策②-1「生物多様性の普及啓発」につながる材料を用意していくことが重要です。

このほか、公共工事などの大規模な事業に伴い、新たな生物多様性の課題が生じる場合、施策①-1「生物多様性の把握・モニタリングの継続」を活かし、課題に対応するための方策を検討することも必要となります。

こうしたことから、情報共有や意見交換、検討を行うため、推進主体である市民、事業者、市に有識者を加えた新たな組織を設置します。

また、市の各部署で生物多様性に関する共通認識を図り、市の各種施策に、生物多様性の情報や取組を浸透させ、必要な事項について検討するため、市内部における横断的組織を設置します。

さらに、各推進主体間で、推進主体が実施する生物多様性の様々な活動の情報等が共有できるよう、多様な主体が意見交換、情報交換できる場の創出や仲介を行うとともに、推進主体による生物多様性の活動を支援する仕組みを検討します。

取組						市の所管課等
協働体制の整備に関するもの						
市民・事業者・市などによる組織の設置	○	○	○	○	○	環境政策課
庁内横断組織の設置						環境政策課
人が集まり情報交換・発信するための場の創出	○	○	○	○	○	環境政策課
活動団体の情報収集と共有化の推進	○	○	○	○	○	環境政策課
活動団体への支援に関するもの						
生物多様性の活動を支援する仕組みの検討						環境政策課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）

：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

施策⑥ -1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策 6）の重要性

生物多様性の取組は、様々な機会から進められる必要があるとともに、非常に幅広い分野に及ぶものとなります。また、推進主体間で考え方や認識が異なることが予想されることから、取組の推進における共通認識の形成や、色々な立場からの情報共有や意見交換を行うことが重要となります。

このため、直接的かつ継続的に、本市の生物多様性に関わる推進主体である市民、事業者及び市の三者に加え、有識者の参画もいただき、新たな組織を設置します。

さらに、本戦略の着実な推進のため、市内部においても、担当部署の枠を超えて、生物多様性に関する共通認識の形成や、各種の情報や取組を施策に活かしていくことも必要です。

推進主体や様々な組織が連携し、生物多様性の情報共有や意見交換、課題への対応を可能とする体制を構築することは、本市全体で生物多様性の取組を進めるため、非常に重要なものとなります。

【ゴール】

- 1 推進主体等による新たな組織「（仮称）あきる野生きもの会議」が機能している。
- 2 庁内横断組織が機能している。
- 3 市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができている。

【進め方・スケジュール】

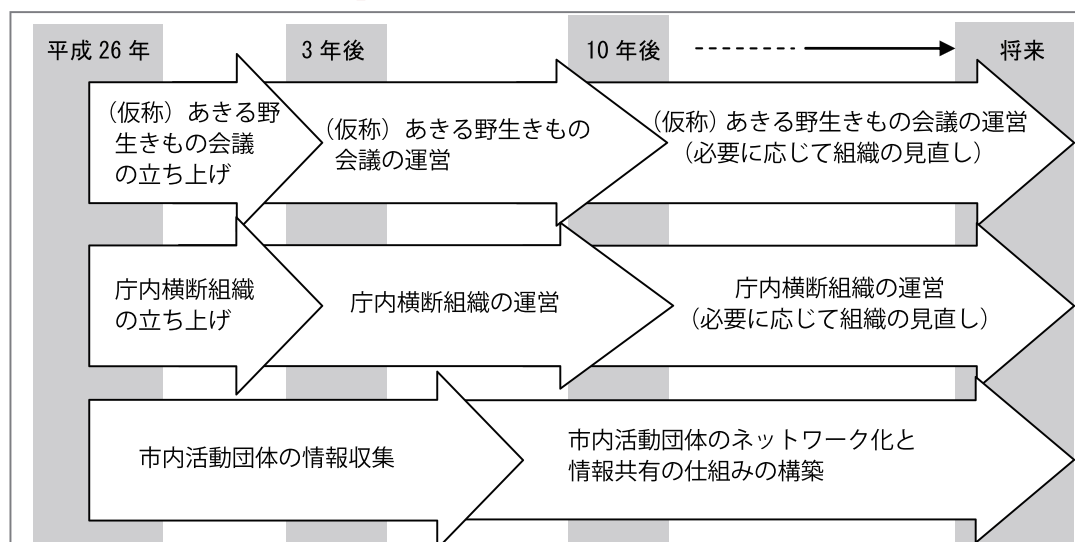


図 35 重点施策 6 に関するスケジュール

※「（仮称）あきる野生きもの会議」、庁内横断組織については、第 6 章「推進体制と進行管理」にも記載しています。

施策⑥ -2 協働の機会の創出（重点施策 7）

生物多様性の取組への各推進主体の主体的な参画・参加を促進するため、きっかけとなる協働の機会の継続や創出を進めます。

町内会・自治会による森づくりを支援する「森林サポートレンジャーあきる野」など、活動に関心のある方が気軽に参加できる取組について、継続・拡充していきます。

また、秋川流域ジオパーク推進会議や産学公による森づくり事業、高齢者による農業を通じた健康活動である「ふるさと農援隊*」、有害鳥獣対策等を実施する「農と生態系を守り隊」、公園や街路樹の管理の仕組みであるアダプト制度*、環境に関する市民と行政の協働組織である「あきる野市環境委員会*」なども、生物多様性の保全や活用につながる様々な主体が連携した取組として推進していきます。

さらに市として、横沢入里山保全地域運営協議会、平井川流域連絡会への参画などを継続し、協働の立場から生物多様性の保全の取組等を進めていきます。

取組						市の所管課等
全般に関するもの						
環境委員会の運営	○	○	○			環境政策課
秋川流域ジオパーク推進会議の運営	○	○	○	○		環境政策課
森づくりに関するもの						
森林サポートレンジャーあきる野の継続	○	○	○			環境政策課
森づくりにおける町内会・自治会などの連携	○	○	○			環境政策課
市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	○	○	○			環境政策課 農林課
菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	○	○	○			環境政策課
里山に関するもの						
横沢入里山保全地域運営協議会への参画	○			○		環境政策課
農地に関するもの						
遊休農地の活用方法の検討・推進（市民、学校農園）	○		○		○	農林課 指導室
ふるさと農援隊の継続	○		○			高齢者支援課
農と生態系を守り隊の継続	○		○			農林課
河川に関するもの						
流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	○		○	○		環境政策課
市街地の緑などに関するもの						
アダプト制度の運用	○	○	○			管理課

：市民
 ：事業者（企業）
 ：事業者（地場産業）
 ：行政（国・東京都・近隣市町村）
 ：観光客・都民

施策⑥ -2 協働の機会の創出（重点施策 7）の重要性

市では、まちづくりの基本として、「市民と協働のまちづくり」を掲げ、様々な施策において、市民や事業者の皆さんとの協働による取組を進めています。

生物多様性の取組も、多様な主体の参画・参加により効果的に推進が図られるものであることから、様々な主体が参加しやすい機会の維持・創出を図ることが必要です。また、この施策により、施策② -1「生物多様性の普及啓発」の推進が図られ、新たな担い手の育成への効果も期待できます。

望ましい姿の実現は、長期間にわたり生物多様性の取組を継続することが必要であることから、普及啓発や人材育成につながる生物多様性に関する様々な協働の機会の維持・創出、参画・参加を促す仕組みづくりは、非常に重要なものとなります。

現在実施されている協働の機会の一例

- 森林サポートレンジャーあきる野：町内会・自治会が行う森づくりの支援
- 農と生態系を守り隊：有害鳥獣対策及び外来種対策の実施
- 産学公連携の森づくり：営生地区をモデルとした産学公が連携した森づくり事業

【ゴール】

- 1 協働の機会の紹介など、多様な主体の参画・参加を促す仕組みが構築されている。
- 2 参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
- 3 多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

【進め方・スケジュール】

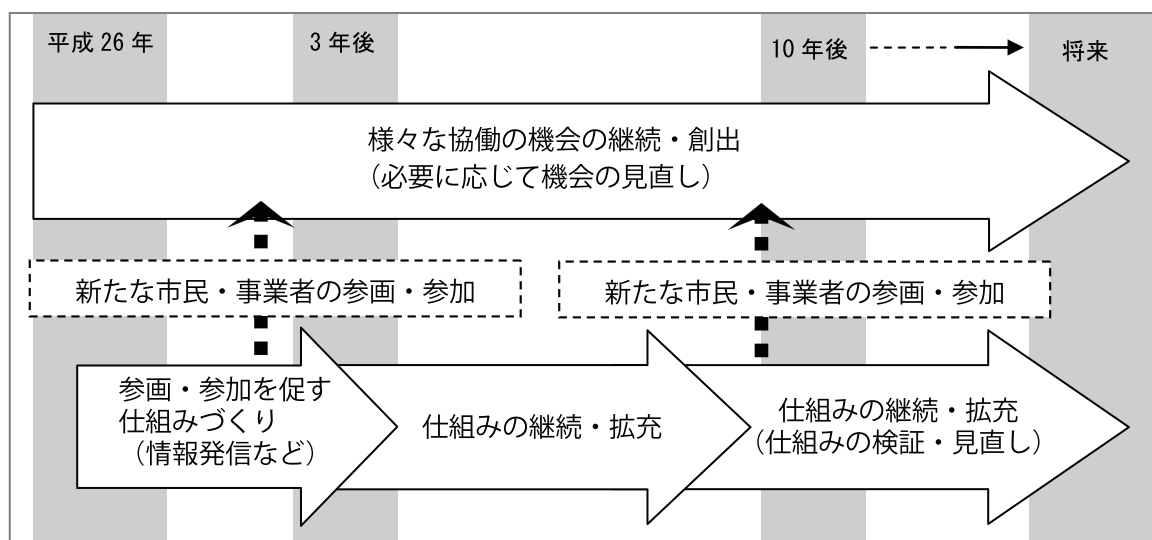


図 36 重点施策 7 に関するスケジュール

